

第10回 三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 事項書

令和 4年 6月 8日

601 特別委員会室

1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例の改正及び逐条解説について

2 その他

<配付資料>

資料1 三重県議会議員の政治倫理に関する条例及び逐条解説の検討項目について

	検討課題	第9回会議での方向性(意見)	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
1	<p><b>(第2条(責務)第2項)本文</b> 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚するとともに、その言動が<b>県民に与える影響</b>に鑑み、自らを厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。</p> <p>とあるが、「県民及び県政」のように、県政への影響についても記載すべきではないか</p>	<p>「その言動が県民及び県政に与える影響」へ文言を修正する</p>	○	修正案、あるいは素案のままのどちらでも良い	○	○	○	○
2	<p><b>(第3条(政治倫理規準)第3号)本文</b> その権限又は地位を利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。</p> <p><b>(逐条解説 第3条第3号、第4号関係)逐条解説</b> 「利益」とは金品などの財産に限らず、売名や有権者の支持を得ることなども想定されます。</p> <p>「利益」についてこのような規定をすると、社会通念上許容される行為についても、政治倫理規準に反する行為となってしまうのではないか</p>	<p><b>【第3条第3号本文について】</b> その権限を<b>濫用</b>し又は地位を<b>不当</b>に利用して、自己又は特定の者の利益を図ってはならないこと。 ・としてはどうか</p> <p><b>【逐条解説について】</b> 逐条解説の当該部分を削除する</p>	○	○	○	○	○	○
3	<p><b>(第3条(政治倫理規準)第7号)本文</b> 国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体(指定管理者を含む。)の役員若しくは職員に対し、その権限又はその地位による<b>影響力を利用して</b>、公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。</p> <p>とあるが、「影響力を利用して」とすると、故意に行った場合に限定されるような意味合いに変わってしまうのではないか</p>	<p><b>A案</b> 「影響を及ぼすことにより」へ文言を修正した場合 ・「不当な行為をしてはならない」にかかる言葉であるため幅広い解釈にはならないと考えられる</p> <p><b>B案</b> 「影響力を利用して」の素案のまま</p>	A案	B案	A案	A案	B案	A案
4	<p><b>(第6条(審査会の運営))本文について</b> 第6条第1項第3号から第5号において、勧告を求める審査の結果を答申しようとする場合に出席委員の3分の2以上の多数による賛成を要するものとされているが、地方自治法で特別多数議決を求めるものの釣合いを考えて要件を定めるべきではないか</p>	<p><b>A案</b> 勧告の内容により、過半数と3分の2以上を分ける ・全員協議会における陳謝の勧告を過半数、その他の勧告を3分の2以上の多数によるものとしてはどうか</p> <p><b>B案</b> 改正原案どおり、全ての勧告を3分の2以上の賛成とする</p> <p><b>C案</b> 地方自治法第135条の懲罰のうち除名は、議会議員の3分の2以上が出席し、4分の3以上の同意 本会議の動議による辞職勧告決議は、2名以上で提案し、過半数により決議 ・議員の身分を失わせる除名は特別多数議決が必要とされるが、動議による辞職勧告は過半数で決することができるため、審査会による勧告も過半数とすべき</p>	A案	A案	B案	A案を支持するがC案との関係性について確認させていただきたい	A案	C案
5	<p>※4で③を選択した場合に検討が必要</p> <p><b>(第6条(審査会の運営))本文について</b> 改正素案では、過半数が道義的責任はあると認めるものの、勧告を求める審査の結果を答申することについては3分の2以上の賛成が得られないという場合に、どのような審査結果を報告できるかが不明瞭なので、定めておくべきではないか</p>	<p>上記B案の場合、議長による「説示」などの方法も検討してはどうか</p>			議長による「説示」などの方法も検討			

	検討課題	第9回会議での方向性(意見)	新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	日本共産党	草の根運動いが
新6	<b>(第3条(政治倫理規準))本文</b> 第二号 人権侵害行為又は人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。	<b>A案</b> 「第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明」を削除し、「人権侵害行為又は人権侵害行為を行うことの煽動その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。」としてどうか ・賛成・反対の意見は様々あり、敢えて「賛成の意見の表明」と例示するのではなく、その他の人権侵害行為を助長する行為に含まれることで良いのではないかと <b>B案</b> ・このプロジェクト会議の発端にはSNS上での賛成の意見の表明があったので、「賛成の意見の表明」との文言は入れておくべきではないか	B案 SNSを含むことが分かるような表現で条文もしくは逐条解説に反映する	A案	特に意見なし	B案	A案	B案
新7	<b>(第3条(政治倫理規準))逐条解説</b> 逐条解説では、細かく規定しすぎない程度で良いのではないかと	第1号「電車内におけるマナー違反」⇒削除 第2号「民法、刑法その他の人権にかかわる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為…」⇒差別解消条例を参考にしながら最終的には総合判断で考える SNS等で賛同の意の表明…⇒言論の自由もある 第4号「国地方公共団体の契約等への働きかけ」、第7号「国等職員への公正な執行を妨げる不当な行為」⇒条例本文で理解できるので逐条解説は不要ではないかと	不要	基本的には不要 2号を残すのであれば、最終的には総合判断で考えるべきものである旨を加筆する必要がある	特に意見なし	再度考えを聞いたうえでの判断としたい	不要	
新8	<b>(第5条(審査会の設置))逐条解説</b> 第1項 議会運営委員会の判断は、客観的かつ公正なものでなければならず、委員の主観や、審査の請求を受けた議員の立場などによって左右されることなく審査会設置の判断を行い、特に政治倫理審査会を設置しない判断をする場合は、その理由が必要となります。 <b>なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては、審査請求の理由が不適切、不明瞭であるといった、審査請求自体に瑕疵がある場合などが想定されます。</b>	「なお、政治倫理審査会を設置しない判断をする場合としては、審査請求の理由が不適切、不明瞭であるといった、審査請求自体に瑕疵がある場合などが想定されます。」を削除 ・審査会の設置の判断は、手続き面だけではなく、価値判断も含むこととしてはどうか ・なお、価値判断を含む場合は、本文の「議会運営委員会に諮り」の表現を、「議会運営委員会の議決により」等に変えることが望ましい	「なお、政治倫理～」の4行分を削除  「議会運営委員会に諮り」の表現を、「議会運営委員会の議決により」等に変えることが望ましい	価値判断をするべき判断に迷う場合は議運において有識者の意見を聞くべき(制度的に可能であれば) よって、「なお、政治倫理～」の4行分を削除  本文の修正については、特に議論していない	特に意見なし	原案でよいと思う	「なお、政治倫理～」の4行分を削除  「議会運営委員会に諮り」の表現を、「議会運営委員会の議決により」等に変えることが望ましい	
新9	<b>(第6条(審査会の運営))本文</b> イ 全員協議会における陳謝の勧告 ロ <b>出席又は参加の自粛の勧告</b> ハ 役職辞任の勧告 ニ 議員辞職の勧告  重さ順(軽→重)に並べるのであれば、出席自体ができなくなることは役職以前に意見が言えなくなるので、順番は「役職辞任」が先で、「出席又は参加の自粛」が後になるのではないかと(イ、ハ、ロ、ニの順)	<b>A案(順番変更)</b> ・勧告の順を変更する  五 審査会が議長に対し求めることができる勧告は、次に掲げるものとする。 イ 全員協議会における陳謝の勧告 ロ 役職辞任の勧告 ハ <b>出席又は参加の自粛の勧告</b> ニ 議員辞職の勧告  <b>B案(文章化)</b> ・勧告に軽重をつけず文章化する  四 審査会は、審査の請求をされた議員につき、政治倫理規準のいずれかに反し、政治的又は道義的に責任があると認めた場合は、議長に対し全員協議会における陳謝の勧告を求める審査の結果を答申するものとする。 五 前二条の定めに関わらず、審査会は出席委員の3分の2以上の多数による賛成がある場合は、前号の審査の結果に代えて出席若しくは参加の自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告を求める審査の結果を答申することができる。	B案	A案とB案のどちらでもよい ただ、B案の場合であっても、軽重を念頭において文章化の議論を行うことになるのではないかと	特に意見なし	A案	B案	軽重の順番を付けることに関して特にこだわりはない